

大阪市告示第924号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	令和6年7月18日（木）	午前9時から 午後5時まで
	令和6年7月25日（木）	

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 下福島プール 水泳場（屋外プール）	令和6年7月4日（木）
	令和6年7月11日（木）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	令和6年7月1日（月）から 同月3日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和6年7月5日（金）	
	令和6年7月8日（月）から 同月10日（水）まで	
	令和6年7月12日（金）	

令和 6 年 7 月 16 日（火）から 同月 17 日（水）まで
令和 6 年 7 月 19 日（金）
令和 6 年 7 月 22 日（月）から 同月 24 日（水）まで
令和 6 年 7 月 26 日（金）
令和 6 年 7 月 29 日（月）から 同月 31 日（水）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）